

# 企画総務委員会

令和6年2月5日

## 1 報告事項

### 【地域振興部】

- (1) レシートを活用した区民生活応援事業の進捗について 【資料】
- (2) 戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について 【資料】
- (3) ちよだアートスクエア第3期運営団体の募集にかかる選定結果について 【資料】
- (4) 英国大使館跡の遺跡について 【資料】

### 【政策経営部】

- (1) 公民協働推進制度に係る協定の締結について 【資料】
- (2) 千代田区子ども・子育て支援事業基金条例について 【資料】
- (3) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】
- (4) 番号利用法の改正等に伴う規定の整備について 【資料】
- (5) 東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事について 【資料】
- (6) 財産の取得について 【資料】
- (7) 千代田区公共施設等総合管理方針改定の進捗状況について 【資料】
- (8) (仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等について 【資料】
- (9) お茶の水橋補修補強工事について 【資料】

## 2 その他

## レシートを活用した区民生活応援事業の進捗について

### 1 スケジュール

令和5年 10月 13日	企画総務委員会で実施について報告 各町会長会議、希望する婦人部長会議で事業説明
11月 20日	広報千代田・区ホームページ掲載、区SNS発信 本人確認登録開始 コールセンター、支援窓口開設
12月 1日	周知ちらしの全戸配布開始
12月 4日	事業開始
令和6年 2月 29日	事業終了予定（予算上限に達した場合は、その時点で終了）
7月 31日	ポイントの有効期限

### 2 利用状況（1月30日 午前8時30分時点）

① 登録人数（本人確認した人数）	12,902人 （9歳まで:134人、10歳代:559人、20歳代:1,012人、30歳代:2,670人、40歳代:3,534人、 50歳代:2,833人、60歳代:1,291人、70歳代:686人、80歳代:152人、90歳以上:14人）
② 参加人数（1回以上レシート投稿した人数）	12,677人
③ 還元ポイント（還元予算：339,225,000円）	175,667,817ポイント（＝円）
④ 消費額	1,274,102,986円
⑤ 事業終了の想定日	令和6年2月29日
（参考）支援窓口利用人数	298人
コールセンター入電数	1,953件

### 3 区内消費喚起・区民生活支援事業 比較 別紙のとおり

## 区内消費喚起・区民生活支援事業 比較

項目	レシ活ちよだ	キャッシュレス決済 (PayPay)	プレミアム付商品券	スタンプカード
年度	令和5年度	令和3年度	令和元年度	平成27年度
期間	12月4日～2月29日 (予算額に達し次第終了)	① 9月1日～9月30日 ② 11月1日～11月30日	10月1日～3月31日	7月27日～12月31日
対象者	全区民 (スマートフォン所持者)	全消費者 (スマートフォン所持者)	住民税非課税者、 子育て世帯	全区民
対象店舗	区内レシート発行店舗	① 区内中小店舗 4,675ID ② 新しい日常店認証 652店	3,116店	649店
還元率等	購入金額の最大20%付与 (1日上限1,000円相当 期間中上限25,000円相当)	① 購入金額の最大20%付与 ② 購入金額の最大25%付与 (1回上限1,000円相当、 期間中上限10,000円相当)	・1人上限25,000円 ・プレミアム率25%(1冊 5,000円相当を4,000円で販売)	500円でスタンプ1個、10個 たまと500円の金券に (18歳未満か65歳以上5,500円 相当(500円×11枚)、その他 3,000円相当(500円×6枚))
決算額 (うち還元 相当額・割合)	※予算額 418,618,000円 (339,225,000円(81.0%))	200,796,005円 (183,879,622円(91.6%))	77,885,373円 (15,710,500円(20.2%))	142,672,897円 (128,361,000円(90.0%))
実績(利用 状況)	—	消費額：1,187百万円相当	消費額：81,066,500円 引換券交付：4,830人 (対象者8,918人) 商品券販売冊数：16,339冊 (1人あたり平均購入3.38冊) 換金枚数：31,421枚	消費額：不明 換金枚数：256,722枚 (配付枚数473,183枚)

項目	レシ活ちよだ	キャッシュレス決済 (PayPay)	プレミアム付商品券	スタンプカード
メリット (利用者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前購入不要</li> <li>少額から利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリ登録のみで利用が簡便</li> <li>事前購入不要</li> <li>少額から利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすい</li> <li>利用期間が長い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすい</li> <li>利用期間が長い</li> <li>誰もが平等に配付される</li> </ul>
メリット (店舗)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュフローの圧迫なし</li> <li>事業のための作業がない</li> <li>既存インフラ活用で事務費圧縮</li> <li>換金作業不要</li> <li>消費パターン等の情報を収集し、施策に活用できる</li> <li>スタートアップ企業の新技術や柔軟さを活用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入金が早い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大数が決まっているため支出額がコントロールしやすい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行数が決まっているため支出額がコントロールしやすい</li> </ul>
デメリット (利用者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンが必要、OS指定</li> <li>不慣れな人には難しい</li> <li>ポイント還元にかかる時間がかかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンの必要、OS指定</li> <li>不慣れな人には難しい</li> <li>ポイント還元にかかる時間がかかる</li> <li>開催期間が短い(1～2か月)</li> <li>予告なく終了する店舗がある</li> <li>キャッシュレス決済を導入する必要あり</li> <li>機材の準備を要する</li> <li>手数料負担が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先着順や抽選等により利用できない可能性あり</li> <li>事前購入のため開始当初に多額の出費(高所得者ほど利用しやすい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払いのたびに時間がかかり、後列が気になる</li> <li>セルフレジに対応できない</li> </ul>
デメリット (店舗)	<ul style="list-style-type: none"> <li>レシート未発行店舗が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュレス決済を導入する必要あり</li> <li>機材の準備を要する</li> <li>手数料負担が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混雑時や使用時の計算、保管が煩わしい</li> <li>換金に手間と期間を要する(最大2か月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混雑時の押印や使用時の計算、保管が煩わしい</li> <li>換金に手間と期間を要する(最大2か月)</li> </ul>
デメリット (区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗ごとの利用確認不可</li> <li>利用できない人の苦情多い</li> <li>アプリ上の広告等、協業にあたって一定程度理解を示さなければならぬことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗ごとの利用確認不可</li> <li>対象店舗の選定期間が短い</li> <li>利用者からの苦情が多い</li> <li>消費額が読みづらい</li> <li>事業者が開示しない情報多い</li> <li>区内で特定民間サービスを推し進める可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務費に多額の費用がかかる</li> <li>事業開始までに準備期間を要する</li> <li>利用できない人の苦情多い</li> <li>店舗ごとの利用把握は全て手作業のため実質不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>間違いや不正が発生する可能性</li> <li>事業開始までに準備期間を要する</li> <li>店舗ごとの利用把握は全て手作業のため実質不可</li> </ul>

## 戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について

### 1. 目的

令和元年5月24日に「戸籍法の一部を改正する法律」が成立し、国(法務省)と市区町村の戸籍システムの連携により他市区町村の戸籍の副本情報の参照が可能となるため、行政手続きにおける戸籍証明書の添付の省略や本籍地以外での戸籍証明書の発行が可能となり、利便性の向上と行政手続きの効率化が図られる。

### 2. 改正点

#### (1) 行政手続きにおける戸籍証明書の添付の省略

行政機関における社会保障手続きにおいて、添付していた戸籍証明書が不要となる。

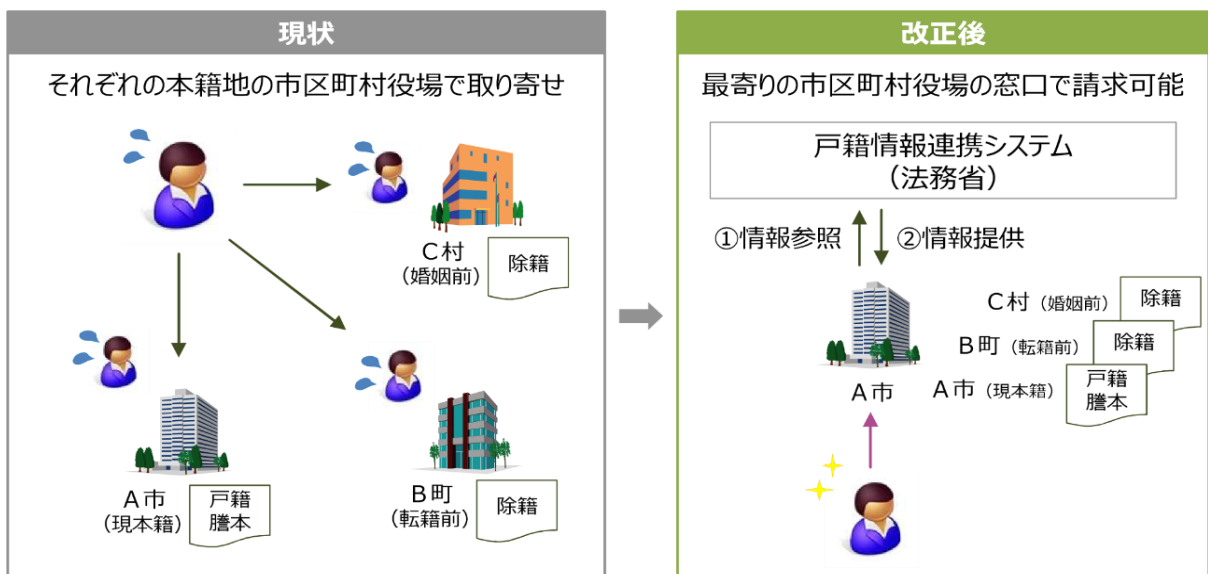
#### (2) 戸籍届出時における戸籍証明書の添付の省略

本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍届出(婚姻、転籍届等)をする際は、戸籍記載のための資料として、届出人に戸籍証明書の提出を求めているが、本籍地以外の市区町村の戸籍の副本情報の参照が可能となることから、戸籍の届出における戸籍証明書の添付が不要となる。

#### (3) 戸籍証明書の広域交付

本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となるので、相続手続きで戸籍の遡り請求等が簡便になる。

出典:法務省作成資料(抜粋)



#### (4) 戸籍電子証明書

オンライン上で行政手続き(パスポートの発給申請など)をする際に利用する電子的な戸籍事項の証明書情報(戸籍電子証明書)の発行が可能となる。

### 3. スケジュール

令和6年3月1日施行

千代田区手数料条例の一部改正

広報千代田及びホームページにて周知

## ちよだアートスクエア第3期運営団体の募集にかかる選定結果について

ちよだアートスクエアは、新たな文化芸術の拠点として旧練成中学校に整備し、平成22年に開館して以来、国内外から多くの人々が訪れ、文化芸術活動の担い手を育成する活動の推進やアートを発信する文化芸術の拠点として成長してきたが、施設老朽化に伴い改修工事を行う必要があることから、令和4年度末をもって一時閉館した。

運営を行っていた合同会社コマンドAとの契約は令和5年3月末に満了しており、現在、「新ちよだアートスクエア基本構想」に基づき、改修工事完了後の令和9年度のリニューアルオープンに向け、第3期運営団体の選定を行っている。

### 1 選定方法

ちよだアートスクエア第3期運営団体選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式にて選定を行った。

### 2 選定委員会の構成

学識経験者3名(大学教員2名、東京都教育委員会1名)、行政委員2名

### 3 選定スケジュール

予定	日程
第1回選定委員会(募集要項・スケジュール確認)	6月19日(月)
募集要項の交付開始・参加申込書の受付開始	7月24日(月)
参加申込書の提出締め切り	9月29日(金)
提案者の選定結果通知	11月1日(水)
提案書の提出締め切り	12月1日(金)
プレゼンテーション審査	12月19日(火)
結果の通知	12月27日(水)
結果の公表	1月5日(金)

### 4 応募団体

3団体(うち1団体は途中辞退)

### 5 選定結果

プレゼンテーション審査の結果、いずれの団体も評価合計点が総得点(750点)の6割に満たないため不採用とした。

### 6 今後について

再募集を行う予定(時期については調整中)。

ちよだアートスクエア第3期運営団体選定業務 評価表（結果）

評価項目	評価の視点	配点	配点合計	採点		
● 組織評価				A団体	B団体	
経営状況	資力、信用力、経営状況は信頼できるか。 普通 3点	5	25	15	15	
組織体制	十分な経験と実績を有する責任者と十分な数のスタッフを確保しているか。 普通 3点	5	25	15	10	
	スタッフの就労環境及び福利厚生に配慮した勤務体制・雇用形態となっているか。 普通 3点	5	25	10	15	
事業実績	直近5年間で同種業務または類似業務の実績があるか。 同種業務実績3件以上 10点 同種業務実績2件または類似業務実績3件以上 5点 同種業務実績1件または類似業務実績2件 3点 類似業務実績1件 2点 実績なし 0点	10	50	25	25	
	小計	25	125	65	65	
	● 提案内容評価					
	基本的な考え方	・本施設の設置目的及び基本方針を十分に理解した考え方となっているか。 ・施設に関する具体的な将来展望を持っているか。 ・区の取り組みに対し積極的に貢献する意欲が感じられるか。 普通 5点	10	50	25	32
	実施する事業	・目標設定は適切か。目標の達成に向けた取り組み、事業計画に具体性があるか。 ・施設の広報活動について、具体的かつ効果的な提案があるか。 普通 5点	10	50	22	26
事業内容 ・次に記載する事業や取り組み等について、本施設の設置目的及び基本方針を十分に踏まえた具体的な提案があるか。 (ア)区や地域住民との積極的な連携事業 (イ)アートを通じた交流事業 (ウ)幅広い世代が参加できる体験型事業の展開 (エ)伝統文化や伝統芸能等に関する取り組み (オ)デジタル技術を駆使したデジタルコンテンツの充実 各項目 4点（普通 2点）		20	100	52	63	
・本施設の運営による利益の還元方法について、具体性があるか。 普通 3点		5	25	9	12	
小計		45	225	108	133	
施設の活用プラン	・機能構成及び活用プランが具体的かつ分かりやすい方法で提案書に明記されているか。 ・各スペースのコンセプトを生かした活用方法であるか。具体性はあるか。 普通 5点	10	50	21	27	
	・誰もが気軽に立ち寄ることができ、親しみの感じられる構成となっているか。 ・施設を訪れた方々がより多くのスペースを利用できるような工夫された構成となっているか。 普通 5点	10	50	26	31	
	・独自提案の内容が、本施設の設置目的及び各スペースのコンセプトに適し、具体性のある優れた提案であると認められた場合は加点。	5	25	6	7	
	・音楽・配信スペースの活用方法について、広い世代が音楽活動を楽しみ交流することが可能となる活用方法であるか。具体性があるか。 普通 3点	5	25	14	15	
小計		30	150	67	80	



評価項目	評価の視点	配点	配点合計	採点	
施設の管理運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理運営方法は本施設の機能を維持・向上させていくうえで適切かつ現実的か。</li> <li>各スペースの運営方法は本施設の趣旨に沿った具体的かつ効果的なものとなっているか。</li> <li>効率的・効果的な運営への工夫がされているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 5点</p>	10	50	21	26
	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者からの相談や苦情への対応の仕組み及びサービスの向上のための反映について、具体的かつ実効性の高い提案があるか。</li> <li>利用者の人権・尊厳の保護等に対する具体的かつ実効性の高い提案があるか。</li> <li>事故防止、防犯、防災について、各リスクに応じた具体的かつ現実的なマニュアル等の体制が整備されているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 3点</p>	5	25	11	15
小計		15	75	32	41
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>指揮命令系統が明確であるか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 3点</p>	5	25	11	14
	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に業務が実施できる十分な勤務体制であるか。</li> <li>スタッフに対して、業務の質を向上させるために必要な教育が実施されているか。</li> <li>スタッフの心身の健康管理を適切な内容で定期的に行われているか。</li> <li>ハラスメント防止のための現実的かつ具体的な対策が実施されているか。</li> <li>スタッフ育成のための研修計画等が存在するか。具体性はあるか。また、計画に基づき適切な研修・教育体制が敷かれているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 5点</p>	10	50	21	25
	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務、サービスの質を向上させるための具体的な取り組みがあるか、その取り組みは機能しているか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 3点</p>	5	25	11	12
小計		20	100	43	51
事業収支報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支バランス及び各項目は適切かつ具体的か</li> <li>本施設の運営における収入・支出について、根拠や考え方が明確に示されており、妥当性・確実性の高い計画となっているか。</li> <li>施設の効率的経営に対する取り組みや提案があるか。</li> <li>賃料について独自の提案があるか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 5点</p>	10	50	22	24
	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃料について、提案内容に対して適切な金額か。また、算出方法は適正か。</li> </ul> <p style="text-align: right;">普通 3点</p>	5	25	11	13
小計		15	75	33	37
計		150	750	348	407

## 英国大使館跡の遺跡について

### 1 英国大使館跡の遺跡の概要

#### (1) 経緯

令和4年4月、一番町に所在する英国大使館が敷地南側を売却し、三菱地所レジデンス株式会社と環境省がそれぞれ土地を取得した。このうち、三菱地所レジデンス株式会社が取得した範囲では、同社がマンション開発を計画している【別紙 発掘予定地案内図参照】。

令和5年2月、開発に先立って千代田区が実施した埋蔵文化財の試掘調査の結果、遺跡が発見されたため、令和5年6月から現在に至るまで、本格的な発掘調査を実施中である。

#### (2) 根拠法規など

文化財保護法第96条第1項(遺跡発見の届出)

- 東京都教育庁から「発掘調査の実施」の指示
- 文化財保護法第92条第1項 民間調査組織による遺跡の発掘調査
- 東京都教育庁から、区が発掘調査の指導及び監督するよう指示

#### (3) 調査状況

新規開発面積：7,770 m<sup>2</sup>を3分割して発掘調査。現在は、第Ⅱ区・第Ⅲ区の発掘調査中。(Ⅰ区：3,747 m<sup>2</sup>、Ⅱ区：2,149 m<sup>2</sup>、Ⅲ区：1,874 m<sup>2</sup>)

近世の陸奥国七戸南部藩上屋敷に伴う建物跡、地下室、井戸や、近世初期の土塁や旗本屋敷時代の屋敷割溝、弥生時代・縄文時代の住居址などが発見されている。特に、弥生時代の住居は1月末時点で43基が発見されており、区内初の集落跡とみられる。



【写真1】第Ⅱ区 発掘作業の状況





【写真2】第Ⅱ区 道状遺構の検出状況



【写真3】弥生時代の住居跡(1-3区)

## 2 遺跡見学会

### (1)開催日時

令和6年2月9日(金)、10日(土)の2日間

### (2)対象

ア 区内小・中学校に通う小学校3年生～中学生とその保護者

イ 在住・在勤・在学者

### (3)説明会場

一番町1-3 英国大使館跡遺跡

### (4)概要

ア 目的

令和5年に新規発見され、現在発掘調査中の遺跡の公開を目的とする。公開対象は、子どもを含む地域住民とし、地域の歴史や文化財行政についての理解を深める機会となるよう展開する。

イ 経緯

本件は、発掘調査の実施者である三菱地所レジデンス株式会社から依頼を受けて、千代田区が主催するものである。

### (5)内容

1回の見学あたりの所要時間は45分とする。

ア 周辺環境についての説明

イ 遺構の見学・解説

ウ 出土遺物の見学・解説

### (6)申込方法

2月2日(金)までに、メールで住所・氏名・連絡先などの必要事項を記載した形で申込を受付(抽選)。

2月9日(金)午前枠・午後枠、2月10日(土)午前枠・午後枠の4つ区分で申込を受付中。  
募集枠:1回につき定員40名。

**子ども枠** 区内小中学校に通う小学校3年生～中学生とその保護者。

1通につき2名1組。

**一般枠** 1通につき1名のみ(安全管理上、複数人申し込みは不可)。

### (7)周知方法

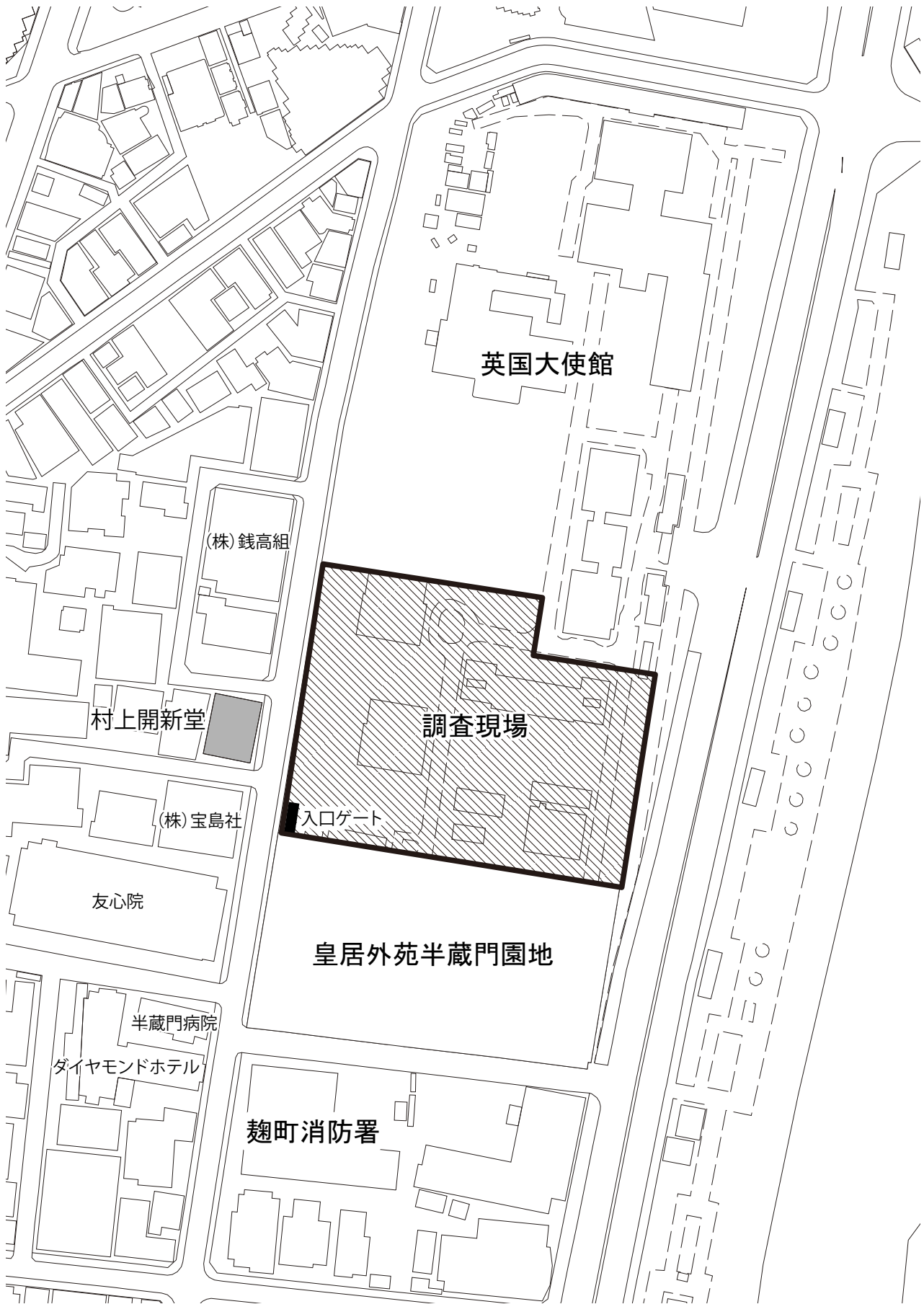
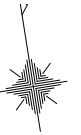
ア 広報千代田

令和6年1月20日号

イ 区HPや区公式LINE、X、Facebook

令和6年1月20日に配信

# 発掘調査地点



英国大使館

(株) 銭高組

村上開新堂

(株) 宝島社

友心院

半蔵門病院

ダイヤモンドホテル

麹町消防署

入口ゲート

調査現場

皇居外苑半蔵門園地





弥生時代 住居跡(S185)



弥生時代 住居跡(S1082)  
長径約10mを測る大形の住居跡



近世～近代 井戸



近世 版築を伴う遺構



近世 建物基礎



近世 版築を伴う遺構



近世 上水木樋



近世 採土坑  
遺構中央に階段あり



近世 地下室



縄文時代 住居跡(S350)  
住居内貝層検出

発掘調査遺構分布図

## 公民協働推進制度に係る協定の締結について

### 1 制度概要

#### (1) 目的

民間法人（NPO 法人を除く。）が有する知識、経験及び技術を活かした提案を広く求め、民間法人と協働して区民福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (2) 募集する提案の種類

##### ① 課題型提案

区があらかじめ設定し公表する区の課題の解決に資するための提案

##### ② 自由型提案

民間法人が任意に区の課題を設定し、当該課題の解決に資するための提案

#### (3) 令和 5 年度募集及び提案状況

令和 5 年 8 月 5 日～令和 6 年 3 月 31 日 区広報及び区ホームページにて周知

【提案種別及び課題別提案数の状況（令和 6 年 1 月末日現在）】

提案種別及び課題		提案数
課題型	① 発達に課題を抱える児童の通学や通所の支援	0
	② 区内のドブネズミ対策	1
	③ 区内における食品ロスの削減に向けた取組みの推進	0
	④ 地域防災・安全に関する情報の広報	0
自由型		0

※ ④のみ募集期間の末日は、令和 5 年 12 月 31 日まで。

### 2 今回の協定

#### (1) 提案項目

区内のドブネズミ対策

#### (2) 提案及び協定相手方

一般社団法人東京クリーンリサイクル協会 代表理事 尾崎 泰裕

(3) 主な協働内容及び役割分担

主な協働内容	役割分担	
	区	協定相手方
① ゴミ出しルールの策定等の町会又は商店会が主体となって行うネズミ対策に資する取組みの側面支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 清掃及び環境衛生における支援</li><li>・ 町会及び商店会への連絡調整</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 収集運搬業の知識及び経験に基づく支援</li></ul>
② 忌避剤入りゴミ袋（ねずみ族が嫌うとされる香料を添加したごみ袋）の効果検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ネズミの生息数の推移に関するデータ収集</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食害状況等の調査</li></ul>

(4) 対象地域

区内全域（鍛冶町二丁目からスタート）

(5) 協定締結日（協定期間）

令和6年1月11日（令和8年3月31日まで）

※ 協議により延長する場合あり。





## ねずみ対策に関する協定書

千代田区（以下「甲」という。）及び一般社団法人東京クリーンリサイクル協会（以下「乙」という。）は、千代田区公民協働推進制度（千代田区公民協働推進制度実施要綱（令和5年6月19日5千政企画発第22号）に基づく制度をいう。）に基づき、千代田区内のねずみ族の発生抑制に係る対策（以下「ねずみ対策」という。）に関して次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が協働して事業を実施することにより、町会又は商店会によるごみ出しルールの策定等ねずみ対策の側面的支援を図り、もって千代田区内の生活環境の美化及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

### （公共性の尊重等）

第2条 乙は、本協定に基づく事業（以下「協働事業」という。）の実施に当たり求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに適切な実施に資するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、互いに協働し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 協働事業の実施に当たり、他の事業者等から協働事業に参画したい旨の申出があったときは、乙は、甲と協議の上、当該申出のあった事業者等と協調して取り組むよう努めるものとする。

### （協働内容）

第3条 甲及び乙は、次の事項について協働して事業を実施する。

- (1) 町会又は商店会によるごみ出しルールの策定等ねずみ対策に資する取り組みの側面的支援に関すること。
  - (2) 忌避剤入りごみ袋（ねずみ族が嫌うとされる香料を添加したごみ袋をいう。以下同じ。）の効果を検証すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 協働事業は、千代田区内の全域を対象とし、関係町会及び関係商店会の意向を踏まえた上で、甲乙間の協議により、実施する地区を決定する。
  - 3 協働事業は、鍛冶町二丁目の地区から開始する。

### （役割分担等）

第4条 協働事業における甲の役割は、次の事項とする。

- (1) 前条第1項第1号の内容に関する事項
  - ア 清掃及び環境衛生における行政の立場から支援を行うこと。
  - イ 町会及び商店会への連絡調整を行うこと。
- (2) 前条第1項第2号の内容に関して、効果検証の基礎となるねずみの生息数の推移等に関するデータを収集すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項
- 2 協働事業における乙の役割は、次の事項とする。
- (1) 前条第1項第1号の内容に関して、収集運搬業の知識及び経験に基づき支援を行うこと。
- (2) 前条第1項第2号の内容に関して、忌避剤入りごみ袋の食害状況等の調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項
- 3 前2項に規定する事項の実施に係る費用は、各自の負担とする。

(関係法令の遵守)

第5条 乙は、協働事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(千代田区紋章の使用)

- 第6条 甲は、乙が忌避剤入りごみ袋に千代田区紋章（千代田区紋章制定の件（昭和25年3月26日千代田区告示第11号）により定めたものをいう。）を印字して使用することを認めるものとする。
- 2 乙は、前項に定めるもののほか、甲に認められた場合を除いて、千代田区紋章を使用してはならない。

(情報管理)

第7条 乙及びその従事者は、協働事業の実施により知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定が失効した後も同様とする。

(情報公開)

- 第8条 甲は、乙から得た情報について、千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）の規定に基づく公文書の公開の請求があったときは、原則として公開する。ただし、乙又は乙の利害関係者等の知的財産が含まれる場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲が提供した情報について、甲から承諾があった場合を除き、第三者に提供しないものとする。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、本協定に定める義務に違反したことで本協定の相手方に損害を生じさせた場合、その損害に相当する金額を賠償する責任を負うものとし、第三者に対して損害を生じさせた場合も同様とする。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、その賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償できるものとする。

(第三者による実施)

第10条 乙は、第4条第2項に規定する事項の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、第4条第2項に規定する事項の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に甲の承諾を受けるものとする。

3 乙が第4条第2項に定める事項の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、この場合において第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

4 乙は、第4条第2項に定める事項の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の緊急連絡先等を記載した書面をあらかじめ甲に届け出るものとし、その内容に変更があるときも同様とする。

(実績等報告)

第11条 乙は、協働事業の実施内容、成果、課題等を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の報告の時期及び内容については、甲乙間の協議により別に定める。

(権利又は義務の譲渡の禁止)

第12条 乙は、本協定の締結によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(協議、承諾等の様式)

第13条 本協定に関する甲乙間の協議、承諾等に関する手続は、書面により行うものとする。ただし、双方が軽微と認めるものについては、この限りでない。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、甲乙間の協議により、当該期間を延長することができる。

(協定の解除)

第15条 本協定の解除は、甲及び乙の合意により成立する。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が本協定に違反したとき。

(2) 協働事業の実施に関して不正又は不当な行為を行ったことが判明したとき。

(3) 前2号に規定するほか、甲が解除することが必要であると認めるとき。

(疑義等についての協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙間が協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

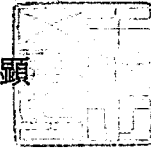
第17条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所（簡易裁判所の事物管轄に属する件については東京簡易裁判所）を第一審の管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年1月11日

甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号  
千代田区

区長 樋口 高頭



乙 東京都中央区銀座五丁目14番10号  
第10 矢野新ビル8階  
一般社団法人東京クリーンリサイクル協会

代表理事 尾崎 泰裕



## 千代田区子ども・子育て支援事業基金条例について

### 1 目的

保育需要への対応及び保育の質の向上を図り、子どもたちが健やかに育ち、子どもたちを安心して育てることができる環境整備に要する財源を確保する。(第1条)

### 2 設置日

公布の日から施行（平成 27 年 3 月 4 日条例第 7 号）

### 3 累計活用額（令和 4 年度末まで）

50 億 9,916 万 3 千円

### 4 主な活用事業

- ・ 私立保育所等整備補助
- ・ 私立保育所等運営補助
- ・ 認証保育所等運営補助 ほか

## 千代田区手数料に関する規定整備について

### 1 経緯

(1) 戸籍法の一部を改正する法律の施行に基づき戸籍法の一部が改正された。

これにより、本籍地の区市町村以外の区市町村において戸籍証明書等の請求等が可能となったことから、申請にかかる手数料を設定する必要がある。

(2) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律において、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正された。

これにより、手数料条例で使用されている法律名を改める必要がある。

### 2 内容

(1) 本籍地の区市町村以外の区市町村において戸籍証明書等の請求等が可能となったことから、申請にかかる手数料を設定する。

(2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

### 3 施行予定日

(1) 令和6年3月1日

(2) 令和6年4月1日

## 番号利用法の改正等に伴う規定の整備について

### 1 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号利用法）の改正及びマイナンバーを用いた事務手続きの拡充に伴う、規定（「千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」）の整備を行う。

### 2 概要

- ①番号利用法の改正に応じた表記の修正を行う。
- ②児童育成手当及び子育て世帯への医療費助成においてもマイナンバーを活用した保険及び戸籍に関する情報照会ができるよう規定を整備する。
- ③生活保護法に基づく保護に準じた保護を受けている外国人等が医療機関を受診する際の資格確認にマイナンバーを活用できるよう規定を整備する。

### 3 実施予定

- ① 改正番号利用法の施行の日から
- ②及び③ 改正条例の公布の日から

## 東京都市計画道路幹線街路環状第一号線（九段）整備事業に伴う 九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事について

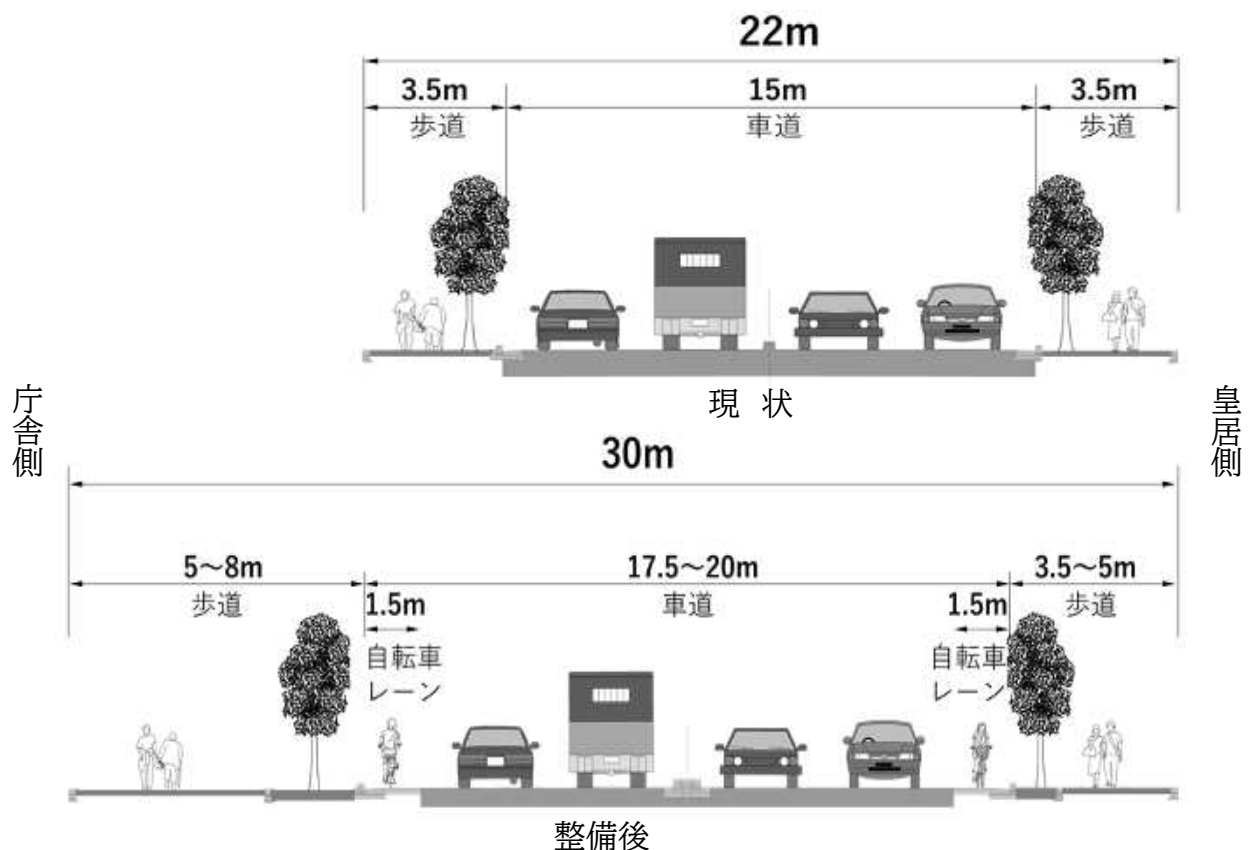
### 1. 整備概要

- ・路線名 環状第一号線（東京都道）
- ・施工箇所 千代田区九段南一丁目～一ツ橋一丁目
- ・延長 約580m（うち九段第3合同庁舎前：約80m）
- ・都市計画 昭和21年3月26日
- ・事業認可 平成24年12月7日
- ・計画幅員 30m（九段第3合同庁舎前：現状約22m）
- ・事業施行者 東京都第一建設事務所

### 2. 対象敷地

- ・地番 千代田区九段南一丁目13番10
- ・面積 538.35㎡
- ・売渡 令和3年3月8日

### 3. 道路整備イメージ



### 4. 九段第3合同庁舎内の工作物等移設工事

- ・参考資料のとおり



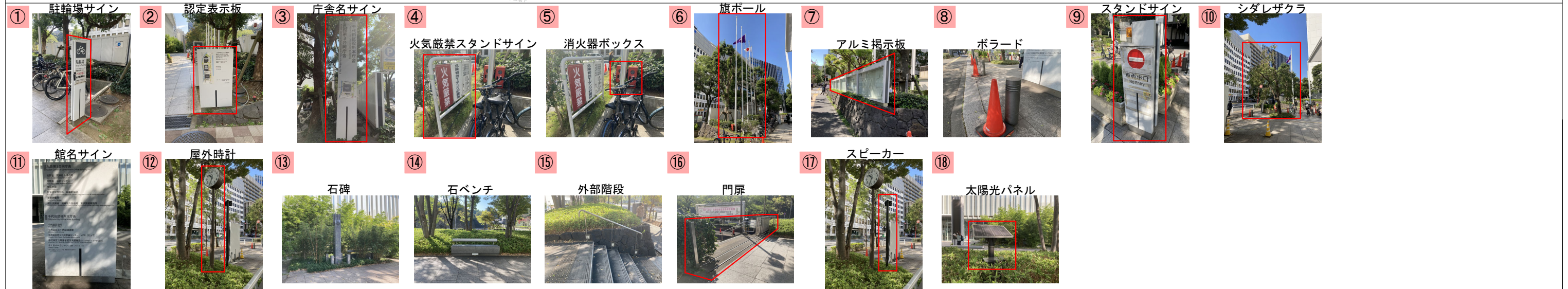
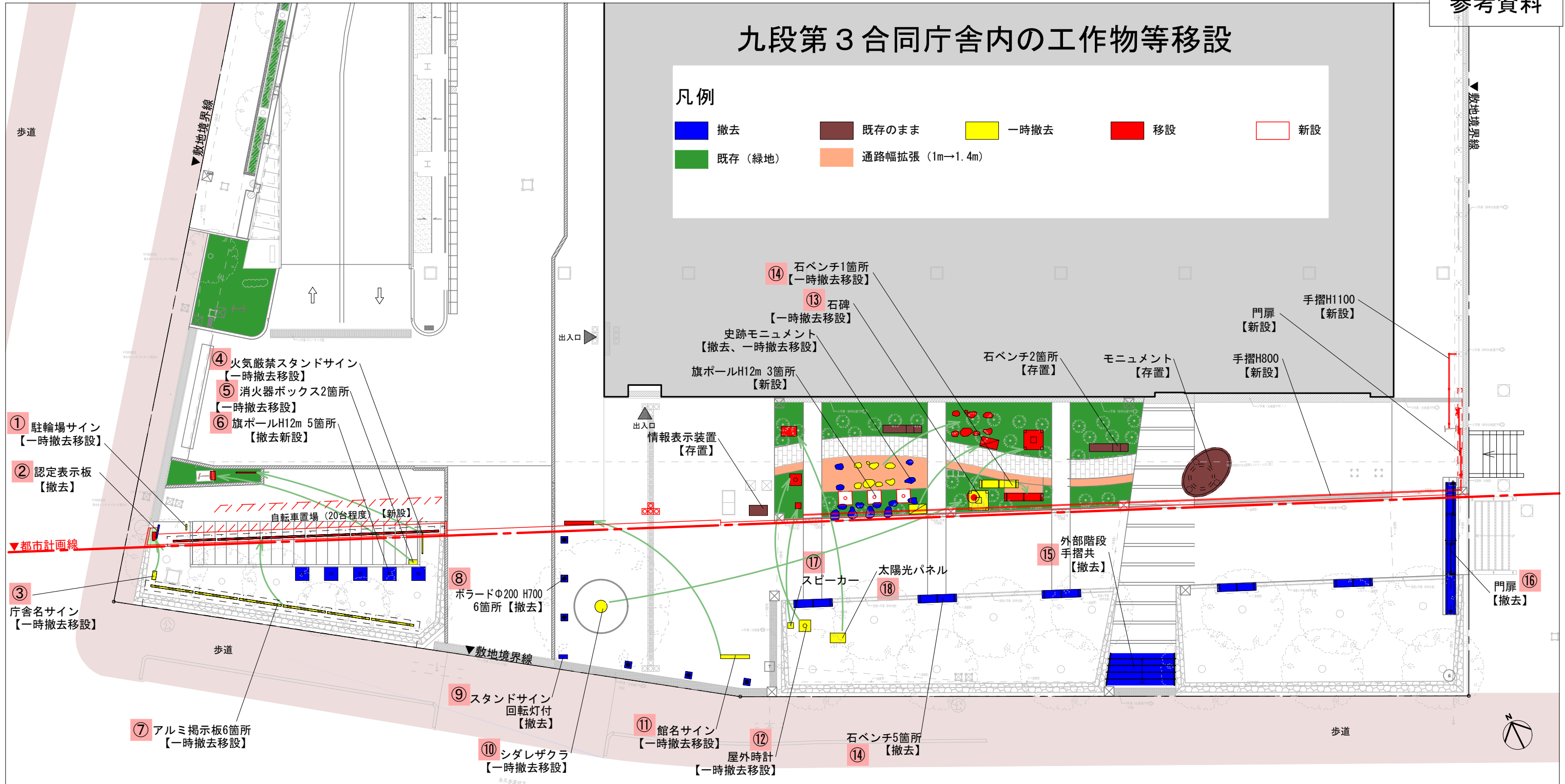
5. スケジュール（工作物等移設工事、事業施行者：東京都第一建設事務所）

- ・ 工事説明会 1階区民ホールにて、令和6年3月13日（水） 19：00～  
広報2月20日号及び千代田区ホームページにて周知
- ・ 工事期間 令和6年5月～令和6年11月末（予定）

# 九段第3合同庁舎内の工作物等移設

## 凡例

- 撤去
- 既存のまま
- 一時撤去
- 移設
- 新設
- 既存（緑地）
- 通路幅拡張（1m→1.4m）





## 財産の取得について

### 1 旧区立外神田住宅区分所有部分の取得

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があることから早期解体に着手するため、区分所有者等の権利を区が取得する。

### 2 これまでの経緯

#### ○令和元年12月：第4回定例会

補正予算（令和元年度第2号補正）で取得経費の予算計上（1,121,700千円）

議決後、権利者との仮契約締結に着手

#### ○令和2年2月：第1回定例会

仮契約締結済の11者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち11者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

#### ○令和2年9月：第3回定例会

仮契約締結済の3者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち3者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

#### ○令和4年11月：第4回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約を締結し権利を取得

#### ○令和5年11月：第4回定例会

仮契約締結済の1者分について財産取得の議案提出

（区分所有者18者のうち1者分の財産取得について）

議決後、本契約を締結し権利を取得

### 3 今後のスケジュール（予定）

残りの区分所有者2者のうち、その後に仮契約を締結した1者分の財産取得について、今後、議案を提出予定。

（取得予定財産：42.09㎡・49,766千円）

残り1者の区分所有者についても、引き続き仮契約締結に向けた取得交渉を進めていく。



## 千代田区公共施設等総合管理方針改定の進捗状況について

### 1 改定の背景

千代田区公共施設等総合管理方針は、区有施設と都市基盤施設の現状や将来の見通しを整理するとともに、管理に関する方針や今後の方向性を示したものです。国の指針を踏まえて平成 29 年 3 月に策定したのですが、公共施設を取り巻く情勢が変化していることや、国の指針自体が改訂されたことを受け、今年度から来年度にかけて改定作業を行っています。

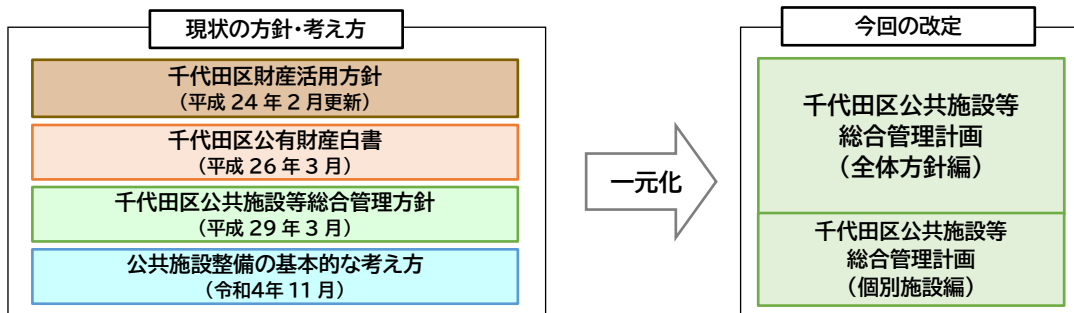
### 2 改定作業の状況

令和 5 年	6 月	改定業務の事業者選定（プロポーザル方式）
	8 月	第 1 回庁内検討会（方向性の確認）
	9～10 月	区政モニターアンケート、区民世論調査の実施
	12 月	第 2 回庁内検討会（ポイントの確認）

### 3 改定のポイント（詳細は参考資料のとおり）

#### （1）施設に関するこれまでの方針等の一元化

区では、公共施設等に関連する方針や考え方を複数策定しています。今回の改定を契機に、これらの方針や考え方の全体が把握できるよう内容を一元化します〔全体方針編〕。また、個々の施設についての現時点での見通しについても新たに整理します〔個別施設編〕。



#### （2）用途特性等の整理

施設の適切な配置を検討する際の材料として、改めて地域の特性を確認すると共に、用途ごとの方針（施設類型別方針）をこれまでの 9 分類から 19 分類に細分化し、それぞれの特性を明らかにしていきます。

#### （3）改修工事等の見通しの毎年の更新

区有施設における 10 年先までの改修工事等の見通しを中期計画としてまとめ、毎年内容を更新していきます。また、各公共施設の紹介資料等も掲載します。

#### （4）新たな政策等への対応

前の方針策定後に策定された環境分野計画、DX 戦略、防災対策、ウォークアブルなまちづくりの考え方などの新たな政策・方針等に対応するため、施設の性能・仕様について整理します。

### 4 今後の作業スケジュール（予定）

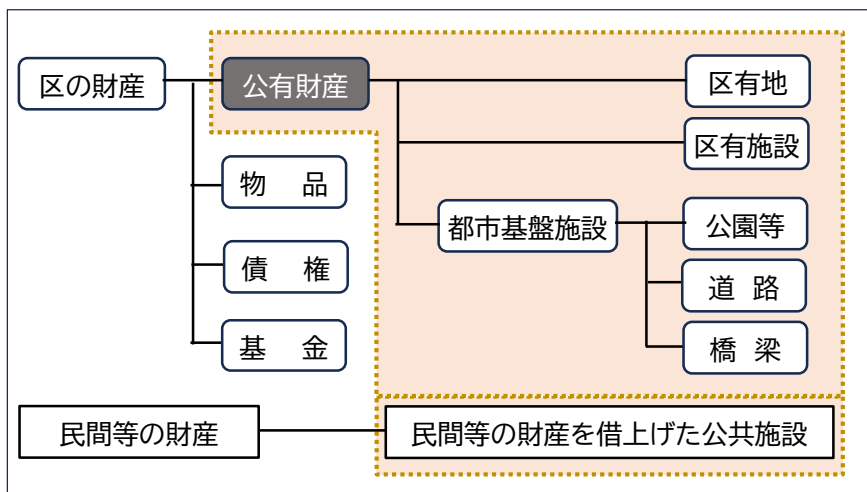
令和 6 年	6 月	パブリックコメント実施
	夏頃	千代田区公共施設等総合管理方針の改定

## 千代田区公共施設等総合管理方針 改定のポイント

### ●公共施設等総合管理方針について

- 千代田区公共施設等総合管理方針とは、公共施設等の現状や将来の見通しを整理するとともに、管理に関する方針や今後の方向性を示したものです。
- この方針は、総務省が全国に向けて指針を通知した「公共施設等総合管理計画」に該当するものとして平成29年3月に策定したのですが、公共施設等を取り巻く情勢が変化していることや、当該指針自体が改訂されたことを受け、現在改定作業を行っています。
- なお、「公共施設等総合管理計画」の策定は、全国的な取り組みとなっており、令和5年3月31日現在、都道府県及び指定都市については全団体、市区町村については99.9%の団体において策定が行われています。

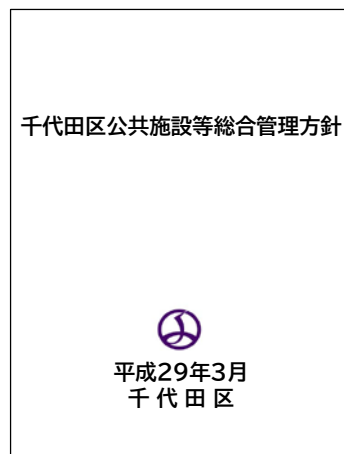
### ●対象施設



- 改定にあたり対象にする施設は、千代田区が所有する財産のうち、左図に示す区有地・区有施設と都市基盤施設である公園等・道路・橋梁となります。
- また、民間等の外部の財産を借り上げて公共施設として利用しているものについても整理・確認します。

※都市基盤施設には、公衆便所、公園施設（便所、倉庫など）を含みます。  
 ※区立都市公園・区立児童遊園・区立広場を公園等としています。

### ●現行の方針：『千代田区公共施設等総合管理方針(平成29年3月)』



- 平成26年3月の「千代田区公有財産白書」での整理を踏まえつつ現状の把握と将来の見通しを更新し、以下の管理原則と方針を導き出しました。
- 現在は、この管理原則・方針に基づき、適切な公共施設管理に取り組んでいます。
- なお、個別施設ごとの取り組みについての記載はありません。

### 《公共施設等の管理原則・方針(H29年3月)の概要》

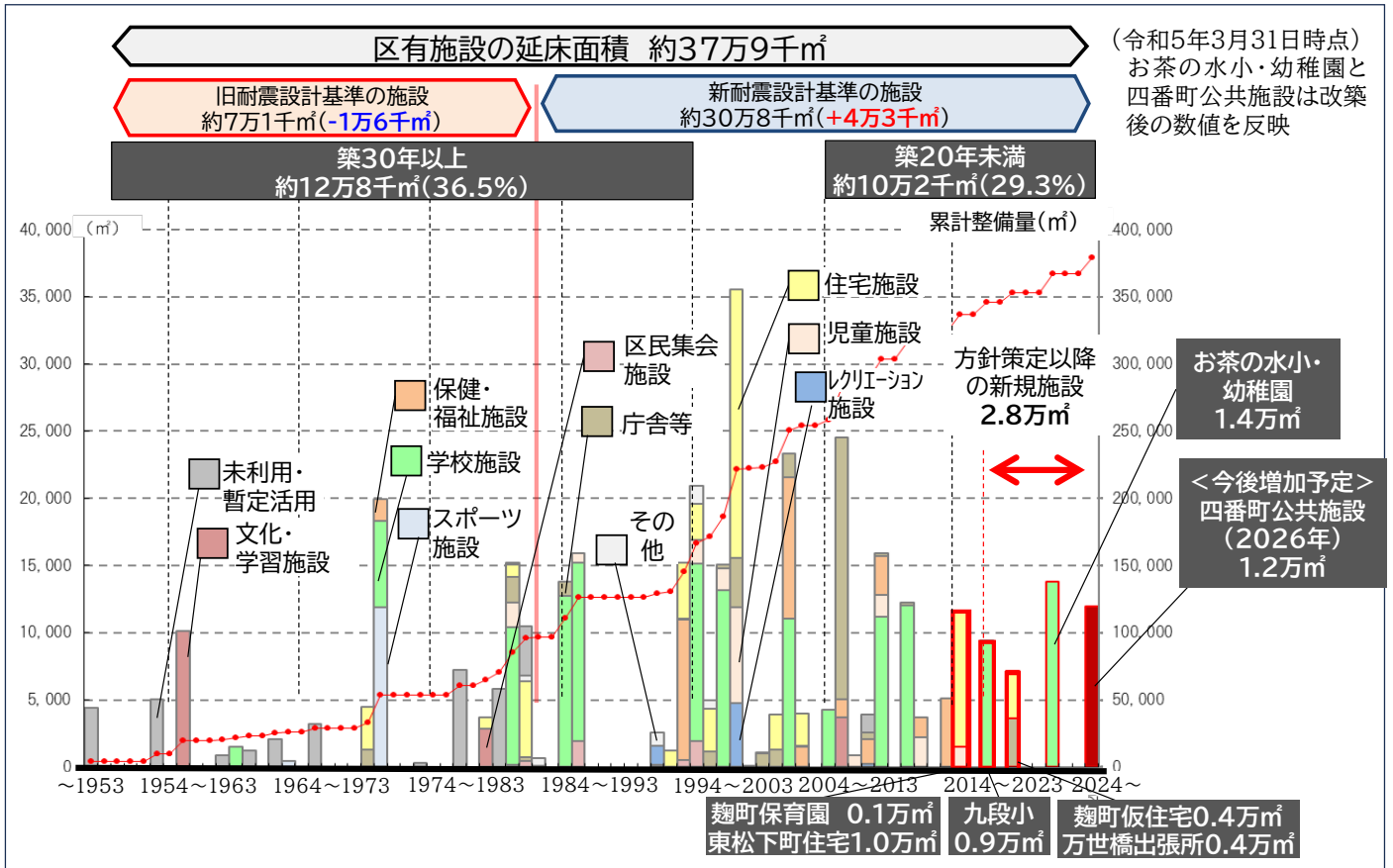
区有施設	①適切な保全を実施 →点検の実施と安全確保、 長期的コストの平準化手法の適用など
	②質の高いサービスを適正なコストで →状況変化を捉えたサービス見直しなど
	③総量の適正化 →環境等に配慮した必要規模の検討など

都市基盤施設	①維持管理、改修の確実な実施 →点検・診断による必要箇所の抽出、 優先度を考慮した対策の実施
	②長期的視点からのコスト縮減 →維持管理計画の策定、新技術の活用など
	③都市機能更新やまちづくりとの調和 →民間が創意工夫できる事業手法の活用など

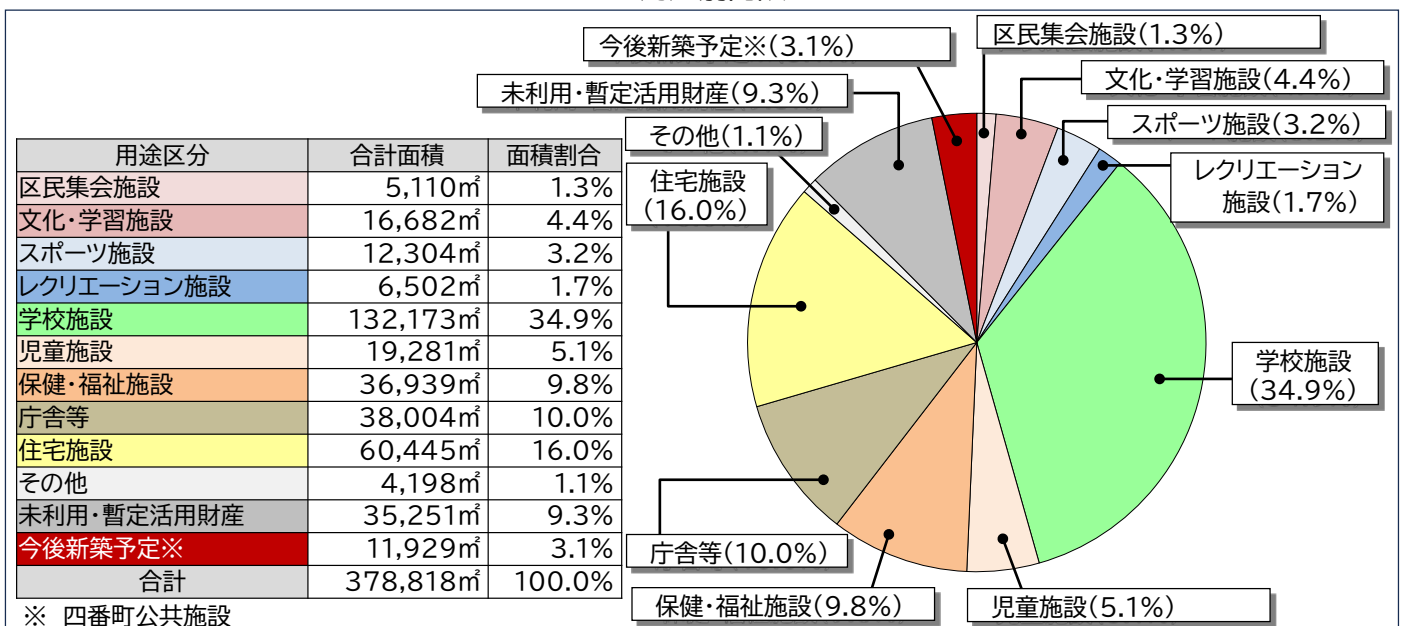
## 区有施設の状況

- 区有施設の延床面積の合計は約37万9千㎡で、前回の方針策定(平成28年4月1日時点)から、約2万7千㎡増加しています。これは、麴町保育園や九段小学校・幼稚園、万世橋出張所・区民館、お茶の水小学校・幼稚園等、約5万4千㎡が新築されている一方、古い建物が約2万7千㎡減少していることによるものです。特に旧耐震設計基準の時期に建てられた施設は、約8万7千㎡から、約7万1千㎡に減少しています。
- 延床面積を用途別にみると、「学校施設」が34.9%と最も多く、次いで「住宅施設」が16.0%、「庁舎等」が10.0%となっています。なお、「未利用・暫定活用財産」は全体の9.3%となっています。

### <築年度別整備状況>



### <用途別内訳>



## ● 都市基盤施設の状況

- 公園：区には51箇所、約170万9千㎡の公園が整備されています。内訳は、区立公園は全体の6%で、残りは都立公園(日比谷公園：161,637㎡)と国民公園等(皇居外苑や北の丸公園など5箇所1,436,868㎡)です。
- 道路：道路の延長は165,550m、面積は2,553,705㎡です。区道が延長の78.8%、面積の51.6%を占めています。
- 橋梁：総数は37橋（道路橋のみ）、延長1,545m、面積31,282㎡です。このうち、区が管理している区道の橋梁は、総数23橋、延長844m、面積13,953㎡です。

### ■公園及び児童遊園等の整備状況

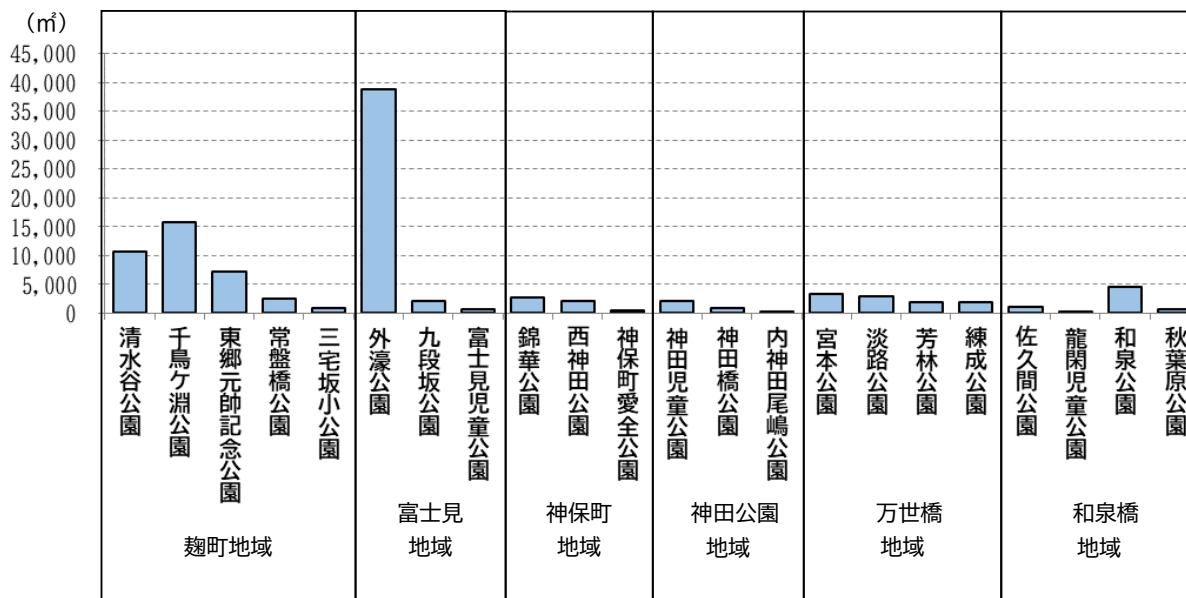
(令和4年4月1日現在)

	区立公園		区立以外の公園		合計
	都市公園	児童遊園	都立公園	国民公園等	
面積	104,091 ㎡	6,315 ㎡	161,637 ㎡	1,436,868 ㎡	1,708,911 ㎡
計	110,406 ㎡(6%)		1,598,505 ㎡(94%)		
箇所数	22 箇所	23 箇所	1箇所	5 箇所	51 箇所

出典：千代田区行政基礎資料(令和5年版)

### ■区立都市公園の面積比較

(令和4年4月1日現在)



出典：千代田区行政基礎資料(令和5年版)

### ■道路延長・面積の内訳

(令和4年4月1日現在)

種別	延長	面積
国道	10,279m( 6.2%)	399,747 ㎡( 15.7%)
都道	24,881m( 15.0%)	837,338 ㎡( 32.8%)
区道	130,390m( 78.8%)	1,316,620 ㎡( 51.6%)
計	165,550m(100.0%)	2,553,705 ㎡(100.0%)

出典：千代田区行政基礎資料(令和5年版)

### ■橋梁数、延長及び面積

(令和4年4月1日現在)

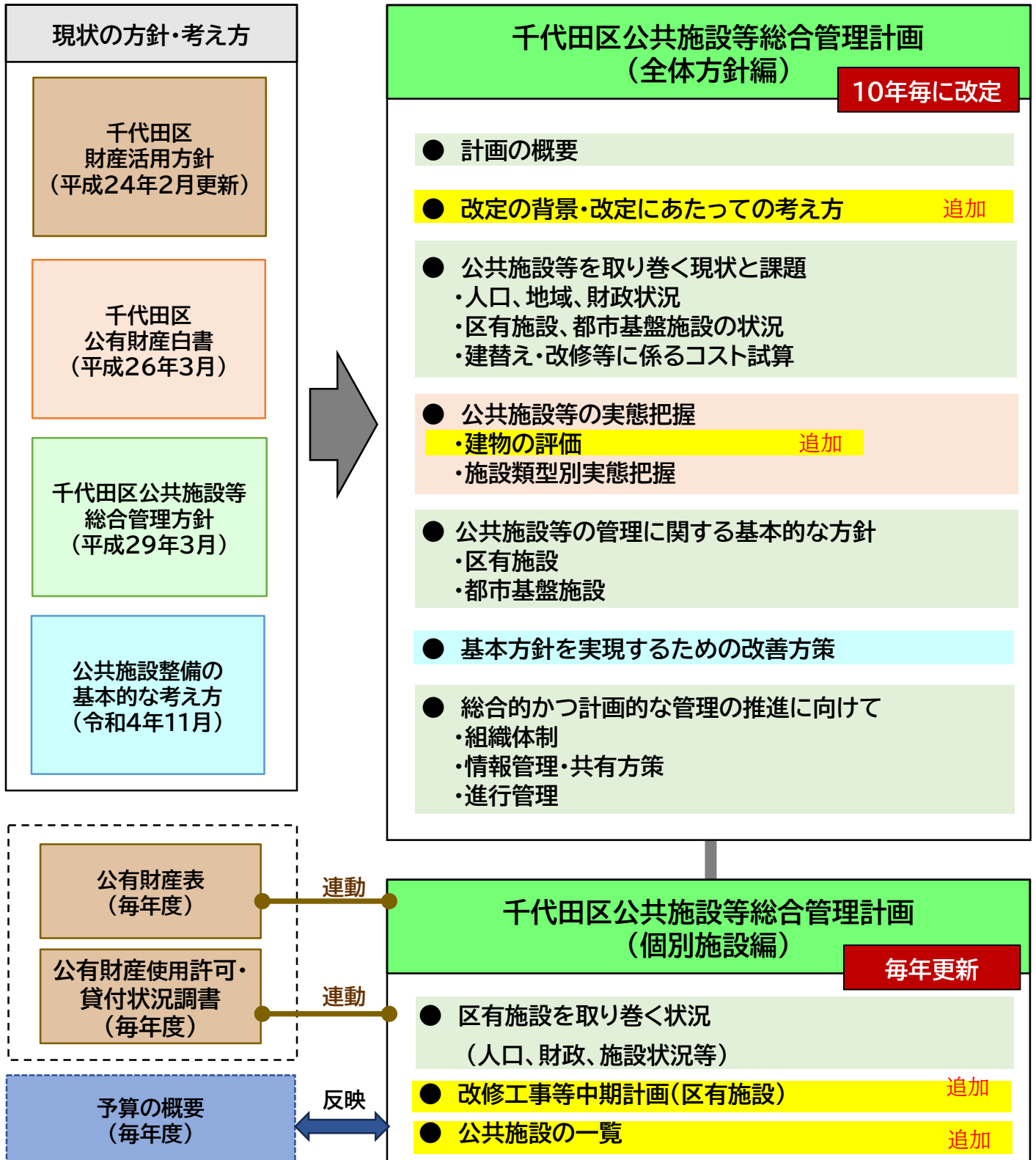
種別	橋梁数	延長	橋梁面積
国道	4橋	360m	6,581 ㎡
主要道路	5橋	138m	5,002 ㎡
一般都道	5橋	203m	5,746 ㎡
区道	23橋	844m	13,953 ㎡
計	37橋	1,545m	31,282 ㎡

出典：千代田区行政基礎資料(令和5年版)



# 1 施設に関するこれまでの方針等の一元化

- 現在、区では、公共施設等に関連する方針や考え方を複数策定しています。今回の改定を契機に、これらの方針や考え方の全体が把握できるよう一元化します。
- また、管理の原則・方針を示すだけでなく、それらを踏まえた個々の施設についての現時点での見通しについても、新たに整理します。
- それら全体を「公共施設等総合管理計画(全体方針編／個別施設編)」とします。



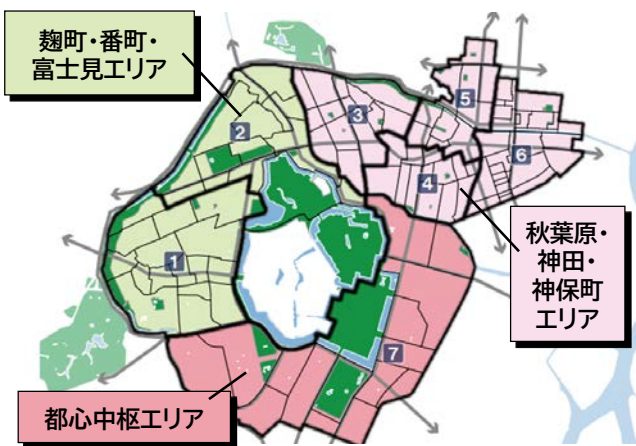
## 2 用途特性等の整理

- 学校や出張所など、区有施設はその用途の特性に応じた適切な配置に留意する必要があります。
- 新設する場合はもちろん、既存の施設についても、今後の行政ニーズの変化に応じて柔軟な対応(再配置等)が求められます。
- 一方で、区が所有する土地・建物は限られているという状況もあります。
- このため、今回の改定では、適切な配置を検討する際の材料として、改めて地域の特性を確認すると共に、用途ごとの方針(施設類型別方針)をこれまでの9分類から19分類に細分化し、それぞれの特性を明らかにしていきます。

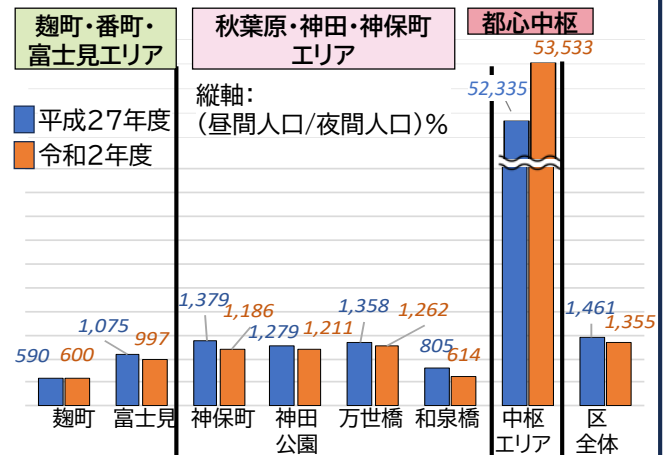
### 地域の特性

- 都市計画マスタープランにおけるエリア設定等を参考に、地域特性を整理し、施設ニーズとの関係や配置を検討する際の材料とします。

<都市計画マスタープランにおけるエリア設定> (例)



<地域別昼夜間人口比率>



### 用途の特性

大分類	小分類	施設類型別方針	
		前回	今回
1 区民集会施設	1 区民館	(1)	(1)
2 文化・学習施設	1 文化・学習施設	(2)	(2)
	2 その他文化ホール		(3)
	3 図書施設		(4)
3 スポーツ施設	1 スポーツ施設	(3)	(5)
4 レクリエーション施設	1 レクリエーション施設	(4)	(6)
	2 その他教育施設	(5)	(7)
5 学校施設	1 小学校、中学校・中等教育学校	(5)	(8)
	2 その他教育施設		(9)
	3 その他児童施設		(10)
6 児童施設	1 幼稚園・こども園、保育園等	(6)	(11)
	2 児童センター・児童館		(12)
	3 その他児童施設		(13)
7 保健・福祉施設	1 高齢者福祉施設	(7)	(14)
	2 障害者福祉施設		(15)
8 庁舎等	1 本庁舎、出張所	(8)	(16)
	2 保健所		(17)
	3 土木事務所、清掃事務所等		(18)
9 住宅施設	1 区立住宅、区営住宅、区民住宅等	(9)	(19)
10 その他	1 職員住宅、その他	-	(18)
11 未利用・暫定活用財産	1 未利用・暫定活用財産	-	(19)

- ニーズを的確に捉えるために、区有施設の用途ごと・個別施設ごとに詳細な調査・分析を行い、判断材料になる根拠資料としていきます。
- 区民利用施設のコスト・利用実態調査を実施し、地域特性も踏まえた把握・分析を行います。
- これらを踏まえて19分類それぞれの特性を整理します。

### 3 改修工事等の見通しの毎年の更新

- 施設の改修や整備は計画的に実施する必要があります。
- 一方で、固定化した計画、将来見通しは、作成後すぐに陳腐化してしまいます。
- 変化の激しい時代に柔軟に対応していくためには、判断材料となる将来の見通し(改修時期や費用)を随時更新していく必要があります。



- 区有施設における10年先までの改修工事等の見通しを中期計画としてまとめます。
- 改築の予定については明らかになったもののみ反映します。
- 内容は毎年更新し、各施設の紹介資料などとともに公共施設等総合管理計画(個別施設編)の中で公表します。
- データの整理のと毎年の更新を行っていくため、施設保全情報管理システムを整備します。

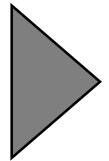
#### 施設保全情報管理システムと連携した計画の運用

保全計画の作成



施設台帳の管理


施設図面の管理

- ① 建物基礎情報の管理
- ② 中期・長期のコストシミュレーション
- ③ 部位・設備機器の詳細管理
- ④ 計画の進行管理
- ⑤ 実施した工事のコスト分析
- ⑥ 工事履歴と図面を管理 など



#### 各施設の紹介資料(公共施設の一覧)

⑥ 万世橋出張所・区民館		万世橋地域				
所在地	千代田区外神田一丁目1-13					
アクセス方法	JR秋葉原駅電気街口から徒歩3分、都営新宿線小川町駅から徒歩7分、東京メトロ丸ノ内線淡路町駅から徒歩7分、東京メトロ銀座線神田駅須田町口から徒歩5分 [EV連絡出入口]JR秋葉原駅電気街口、新宿線小川町駅A6出口、丸ノ内線淡路町駅EV出口(荻窪方面行ホーム階直結)、銀座線神田駅6番出口(7:00~21:00)					
避難所の指定状況	-	再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備、地中熱利用設備			
ハザード情報	神田川(1.0m以上2.0m未満、継続時間12h未満)、荒川(0.5m以上3.0m未満、継続時間2週間以上)、高潮(1.0m以上3.0m未満、継続時間1日以上3日未満)					
バリアフリー情報						
竣工年度	延床面積	階数	構造	耐震性	建物形態	利用形態
2020年	3,653.68 m <sup>2</sup>	地上9階/地下1階	S	耐震性あり	複合施設	自用

⑤ 公園便所(宮本公園)		万世橋地域				
所在地	千代田区外神田二丁目16-9					
竣工年度	2009年	延床面積	18.96m <sup>2</sup>		構造	RC
バリアフリー情報						
備考	トイレ使用時間7:00~19:00					

## 改修工事等中期計画(区有施設)のイメージ

本計画は、予算の状況や業務の平準化の状況を踏まえ、毎年見直しを行います。閉鎖管理している施設は、棟名称をグレーで色付けています。

※ 共用施設は、共用先との調整により、工事内容や実施時期が変更となる可能性があります。

棟名称	用途区分	延床面積(m <sup>2</sup> )	築年	2024	2025	2026	2027～2028	2029～2033
日比谷図書文化館	文化・学習	10,154	1957			空調		中規模
番町小学校(校舎)	学校	5,725	1971	(調査検討)				
番町幼稚園	学校	721	1971	(調査検討)				
番町小学校(講堂)	学校	1,524	1961	(調査検討)				
旧今川中学校(校舎・体育館)	未利用・暫定活用	2,082	1964					
旧今川中学校(便所)	未利用・暫定活用	36	2000					
花小金井運動施設(園舎)	スポーツ	450	1965				空調	中規模
旧千代田区公会堂	未利用・暫定活用	3,224	1966					
西神田併設庁舎	共用 ※	1,644	1971					衛生・ガス 長寿命化/空調
スポーツセンター	スポーツ	11,854	1972	(調査検討)				
東京都千代田合同庁舎(地下1階)	未利用・暫定活用	327	1975					
旧練成中学校	その他	7,250	1978	改修				
ちよだアートスクエア	その他	7,250	1978	改修				
神田一橋中学校	学校	8,517	1982				空調	
神田一橋中学校(体育館)	学校	1,776	1982				空調	長寿命化/昇降機
一番町児童館・区営一番町住宅	複合	2,972	1982				照明/空調 外壁	長寿命化 長寿命化
旧千代田保健所	未利用・暫定活用	3,680	1982	工事				
区営内神田住宅・内神田職員住宅	複合	6,809	1983					
旧災害対策用職務住宅	共用 ※	60	1983					長寿命化/空調
借香苑	レクリエーション	104	1984			中規模		
ロイアル一番町	共用 ※	497	1984				空調	長寿命化
九段中等教育学校(九段校舎)	学校	9,315	1985				空調	
九段中等教育学校体育館(九段校舎)	学校	4,675	1987				空調	
三崎町中継所	庁舎等	1,076	1986			照明/空調		
軽井沢少年自然の家	レクリエーション	3,388	1986	(調査検討)				
ちよだパークサイドブラザ	複合	11,257	1987	工事				
ちよだパークサイドブラザ(倉庫)	複合	499	2008	工事				
千代田区ふれあい会館	区民集会	148	1992				中規模	
千代田万世会館	その他	1,037	1992			空調		
メレース軽井沢(管理棟)	レクリエーション	1,042	1992				中規模	衛生・ガス
メレース軽井沢(コテージそよかぜ)	レクリエーション	84	1992				中規模	
メレース軽井沢(コテージササぎ)	レクリエーション	81	1992				中規模	

### ◆今後の予定

予算の概要(R5)に記載があるもの(抜粋し、再掲)

ちよだパークサイドブラザ	整備			工事				
軽井沢少年自然の家	整備			(調査検討)				
番町小学校・幼稚園	整備			(調査検討)				
(仮称)旧和泉町ポンプ所跡地新施設	整備			工事				
旧千代田保健所((仮称)神田錦町三丁目施設)	整備			工事				
スポーツセンター	整備			(基本構想検討)				
千代田区立内幸町ホール	改修			改修				
旧練成中学校 ちよだアートスクエア	改修			改修				

分野別の基本構想等に記載があるもの

(仮称)ちよだエコセンター	構想等			(R1年ちよだエコセンター基本構想)				
児童相談所	構想等			(H29千代田区共育推進計画)				



<環境分野計画>

①千代田区地球温暖化対策第5次実行計画(R5年7月)

温室効果ガスの排出削減を目的とする計画です。

- ・削減目標 「2030(R12)年度までに区有施設におけるゼロカーボンの達成を目指す。」
- ・主な施策
  - 1-1. 区有施設等における省エネ設備等導入の推進
  - 1-2. 区有施設等における運用改善の推進
  - 2-1. 再生可能エネルギーの利用推進
  - 4-3. ヒートアイランド対策の推進



②千代田区ヒートアイランド対策計画(H18年5月:現在改定作業中)

- ・主な施策 [舗装]保水・透水性舗装(道路・公園)、遮熱性舗装、学校校庭の非蓄熱化  
[建物]敷地内緑化の推進、建物緑化の推進、外壁材(窓等)の遮熱・断熱化  
[都市形態]街路樹の再生・整備、公園への高木植栽

③ちよだ生物多様性推進プラン(H25年3月:現在改定作業中)

自然との共生による地域社会の持続的な発展を目指す生物多様性地域戦略のプランです。

- 行動計画3 生きものの生息空間づくりを推進します。
  - ・生きものに配慮した公園づくりや街路樹整備の推進
  - ・ビオトープづくりなどの推進



<DX戦略>

④千代田区DX戦略(R4年4月)

区民サービス向上や効果的・効率的な行政運営に資するデジタル技術の活用や基盤・環境づくりを目指していきます。

- 施策7 働く場所を選ばない リモートワーク等の推進
  - ・千代田区版ABW「Chiyoda Activity-Based working : CABW」
  - ・ワークプレイスの変革



<防災対策>

⑤千代田区地域防災計画(令和4年修正)

震災対策として以下の施策の取り組んでいます。

- 震災対策編 第4章第1節 防災センターの機能
- 第5章第3節 避難所等・物資等の整備
- 第9章 事業継続計画(BCP)の策定



<ウォーカブルなまちづくり:都市基盤施設>

⑥千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン(令和4年6月)

道路などのパブリック空間に出会いや交流・活動の場を生み出し、生活を豊かにしていくことを目指す、千代田区のウォーカブルなまちづくりの考え方をまとめたものです。

- 「滞留視点」のウォーカブルな要素 …道路空間、公園
- 「回遊」視点のウォーカブルな要素 …道路空間、河川空間
- ⇒都市基盤施設の原則・方針への反映してきます。



- ・これら新たな政策・方針等に対応するため、施設の性能・仕様について整理します。
- ・新たに必要となるコストや工期などもシミュレーションができるよう検討していきます。

(仮称) 神田錦町三丁目施設整備工事等について

1 所在地

千代田区神田錦町三丁目 10 番地

2 業務内容

- (1) 調査等業務
- (2) 設計業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 既存施設の解体業務
- (5) 建設業務

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

4 選定方法

公募型プロポーザル方式

5 プロポーザル結果 (12 月 18 日選定)

業者名	評価点	提案価格 (消費税込み)	結果
スターツグループ	6, 937点	40 億 2,050 万円	優先交渉権者
東洋建設グループ	6, 052点		

【優先交渉権者構成】

スターツグループ

(代表企業)

東京都江戸川区中葛西三丁目 37 番 4 号

スターツCAM株式会社

代表取締役 直井 秀幸

(構成企業)

東京都新宿区新宿一丁目 31 番 16 号

リンテック株式会社

代表取締役 大川 健

(構成企業)

東京都中央区日本橋三丁目 1 番 8 号

スターツファシリティサービス株式会社

代表取締役 浅野 賢一

お茶の水橋補修補強工事について

1. 経過

年月	28年度	29年度	30年度	31・元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	3月	12月 3月	2月3月	10月 2月3月		3月	7月 3月	1月 2月	3月
当初	当初予算	契約議案 着工	委員会報告		竣工予定				
第1回変更			補正予算 契約変更議案		延長				竣工予定
第2回変更				契約変更					
第3回変更				補正予算 契約変更議案					
第4回変更						債務負担変更	契約変更議案		
第5回変更							契約変更 専決報告		
第6回変更								契約変更 専決報告	竣工

2. 契約日 平成29年12月12日

3. 契約の相手方 鉄建・スバル興業建設共同企業体  
東京都千代田区神田三崎町二丁目5番3号  
鉄建建設株式会社 東京支店  
常務執行役員支店長 魚谷 和亮

4. 契約見込金額 当初	1,549,800,000円	(平成29年4定議決)
第1回	2,575,659,600円	(平成31年1定議決)
増減額	1,025,859,600円	66.2%増
第2回	2,575,659,600円	
増減額	0円	増減なし
第3回	2,746,351,000円	(令和2年1定議決) ☒
増減額	170,691,400円	6.2%増
第4回	3,083,154,500円	(令和4年2定議決)
増減額	336,803,500円	12.3%増
第5回	3,113,063,500円	(令和5年1定専決報告)
増減額	29,909,000円	0.9%増
第6回	3,096,374,300円	(令和6年1定専決報告)
増減額	-16,689,200円	-0.5% 減

5. 変更内容      オリンピック期間の施工中止期間の短縮及び警察協議による作業帯拡大による工期短縮による減額
6. 契約期間      当初          契約締結日の翌日～令和2年3月27日  
第1回          契約締結日の翌日～令和7年3月31日  
第2回～5回      変更なし  
第6回          契約締結日の翌日～令和6年3月31日